

第 55 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 4 年 2 月 10 日（木）16：00～16：20
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長（オンライン）、高間総務部長（オンライン）、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども福祉部長（オンライン）、岡村環境生活部長（オンライン）、増田廃棄物対策局長（オンライン）、山口地域連携部長（オンライン）、富永国体・全国障害者スポーツ大会局担当次長（オンライン）、横田南部地域活性化局長（オンライン）、更屋農林水産部長（オンライン）、島上雇用経済部長、小見山観光局長（オンライン）、水野県土整備部長（オンライン）、真弓県土整備部理事（オンライン）、下田出納局副局長（オンライン）、三宅デジタル社会推進局長（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、島田警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、服部四日市市危機管理監（オンライン）、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 55 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・現在は 13 日までとなっている本県へのまん延防止等重点措置の適用期間について、本日、本県を含む 13 都県について延長の決定がなされる見込みである。
- ・そのため、本日の会議は、まん延防止等重点措置の延長にあたり、特に重点的に措置を講じる区域及び措置等の内容について決定するために開催するものである。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について、感染症対策部から説明をお願いする。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、1 月以降急激な増加を示しており、2 月 3 日には

過去最高の 1,013 人となった。累計感染者数は本日現在 29,735 人となっている。

- ・直近 1 週間における人口 10 万人あたりの新規感染者数は 288.5 人で、増加傾向にある。
- ・医療圏別・年齢別患者発生状況について、医療圏別で見ると、北勢圏域等において増加傾向が見られる。年齢別では 20 代未満が約 3 割で推移しているほか、高齢者施設のクラスター発生により 60 歳以上が増加傾向にある。
- ・県内外別感染経路について、県外由来の割合は減少傾向で推移しており、県内由来が多くを占めている。
- ・感染経路別で見ると、家庭内感染がほぼ 5 割を占めている。飲食店由来が減少傾向である一方、高齢者施設が増加傾向にある。
- ・クラスターの状況を見ると、1 月以降のクラスターの認定件数は 14 件に上っている。中でも高齢者施設が 6 件と、半分弱を占めている状況である。その内訳としては、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅がそれぞれ 2 件などとなっている。多いところでは 80 人あまりの陽性者が出ている状況となっている。
- ・感染者全体に占めるワクチン接種歴の状況について、接種歴のない方が約 3 割、一方でワクチンを 2 回接種した方が約 6 割を占めており、これらの方々はブレイクスルー感染となっている。
- ・入院等の状況について、本日現在の全療養者数は 6,115 名である。うち入院は 264 名、自宅療養については 5,776 名である。病床使用率は 49.4%、重症者用病床使用率については 7.7%という状況である。
- ・年齢構成別入院患者の状況について、入院患者のうち 60 歳以上の高齢者が全体の約 8 割を占めている。症状別に見ると、重症患者 4 名、中等症患者 125 名と、入院者全体に占める中等症以上の割合は約 5 割という状況である。
- ・モニタリング指標の関係では、2 月 10 日時点で確保病床の使用率が 49.4%と高くなってきている。人口 10 万人あたりの新規感染者数の指標も高い状況となっている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明で質問はあるか。
- (質疑なし)

議題 2 「三重県まん延防止等重点措置」の一部変更について

議題 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」の一部改訂について

(日沖危機管理統括監)

- ・ 事項 2 の「三重県まん延防止等重点措置」の一部変更及び事項 3 の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 14」の一部改訂について、続けて総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料 2 から資料 4 に沿って説明

- ・ 資料 2 をご覧いただきたい。三重県まん延防止等重点措置について説明する。
- ・ 措置の実施期間は、国の方針を踏まえて 3 月 6 日まで延長とする。
- ・ 重点措置区域は、引き続き三重県全域とする。
- ・ 1 月 21 日にまん延防止等重点措置が適用となったが、その後も感染者数が増加し、2 月 3 日には新規感染者数が過去最多となる 1,013 名となった。1 月 31 日には重点措置区域を全県に広げたが、その後も県内全域において高い水準で感染者が発生している。病床使用率 50%前後が続き、重症者も徐々に増加しており、医療提供体制の負荷が大きくなっている。
- ・ 感染の傾向は、高齢者施設においてクラスターが多数発生するとともに、保育所や幼稚園、小学校での感染者も増加している。また、入院者の約 8 割を 60 代以上の方が占めるという状況である。
- ・ このような状況から、国においてまん延防止等重点措置の適用期間が 3 月 6 日まで延長されるという方針が示された。このことから「三重県まん延防止等重点措置」として、引き続き県民の皆様・事業者の皆様へ「三重県指針」 ver. 14 と併せて協力をお願いしますのものである。
- ・ 1 ページ以降、県民の皆様・事業者の皆様等への協力要請について整理している。基本的には、これまでの「三重県まん延防止等重点措置」の要請等を継続するが、現在の感染状況等を受けて、加えてお願いしたい部分について下線を引いている。
- ・ すべての事業者の皆様への要請として、従業員に対して、換気や「密」の回避、飛沫のかかる物品・備品の使いまわしの回避・使用前後の消毒など感染防止対策について周知・徹底をお願いします。
- ・ 高齢者施設においてクラスターが多数発生していることから、改めてマスク着用の徹底等、基本的な対策の徹底をお願いします。飛沫が発生するケアを行う場合は、フェイスシールド等の着用、アルコール消毒や手袋の交換等、業務の特性に応じた感染防止対策をお願いします。
- ・ 全国において保育所や学校などでクラスターが多数発生している。こうした施設においては改めて感染防止対策の徹底をお願いします。これらについては特措法第 24 条第 9 項に基づき要請するものである。
- ・ 業務上不可欠な出張等について、マスクの正しい着用等の基本的な対策を徹底

するとともに、感染リスクの高い行動を行わないようお願いする。

- ・続いて資料3をご覧ください。「三重県まん延防止等重点措置」の別冊として、三重県が実施する対策を取りまとめている。前回からの変更点について下線を引いており、主なものを説明する。
 - ・予防・医療の部分において、検査体制として県独自の郵送による無料PCR検査について、申込期限を延長して実施する。
 - ・社会的検査については、障害福祉施設や小学校、保育所等を対象に3月下旬まで実施する。
 - ・医療提供体制については、入院医療として重症者用病床52床を含めて534床の病床が稼働している。
 - ・臨時応急処置施設については、1月20日から稼働させた津市の施設10床を引き続き稼働するとともに、四日市市の施設についても、今後の感染拡大状況に応じて稼働させる。
 - ・宿泊療養施設については、5施設665室を稼働している。また、自宅療養者の増加を踏まえ、貸与用パルスオキシメーターをさらに3,000個追加購入する。
 - ・高齢者施設では、ブレイクスルー感染によるクラスターが多数発生していることから、職員等の体調管理やケアごとのアルコール消毒の徹底など具体例を示しつつ、通知により感染防止対策の再徹底を求めたところである。
 - ・また、大規模クラスターの発生が懸念される、定員が多い施設を集中的に訪問し、施設内での感染防止対策の徹底を求めていく。
 - ・事業者支援として、飲食店時短要請等協力金については、まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、3月6日まで延長された営業時間短縮要請に対し、全面的に協力いただいた事業者に協力金を支給する。
 - ・協力金の早期支給については、2月18日まで期間を延長して申請を受け付け、引き続き迅速な支給に努める。
 - ・三重県地域経済復活支援金については、対象期間を1月から3月までとし、3月上旬に申請受付を開始できるよう準備を進めていく。
 - ・三重県地域経済復活支援金と合わせて活用できる国の事業復活支援金についても周知を図っていく。
- ・続いて資料4をご覧ください。「三重県指針」ver.14の別冊として整理しているイベントの開催基準等についても、まん延防止等重点措置の期間延長に合わせて期間を3月6日までとする。基準についてはこれまでの内容から変更はない。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明で質問はあるか。
(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、「三重県まん延防止等重点措置」の一部変更及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」の一部改訂について、資料2、資料3及び資料4のとおり決定してよろしいか。
(発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではこのとおり決定する。

議題4 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項について、報告事項がある部局は願います。

(中尾医療保健部理事)

- ・高齢者施設の感染防止対策について、多くの入所者を抱え、大規模感染につながる懸念される施設に対して、本日から個別訪問を実施しており、対策の徹底を求めている。
- ・保健所の体制については、現在、陽性者の把握、ファーストコンタクトといった命に直結する業務に重点化しているところだが、本日も熊野保健所を除く7保健所において計112名の応援職員の協力を得ている。各部局においては年度末を迎える時期と重なるが、引き続き協力をお願いしたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・他に報告事項のある部局はあるか。
(発言なし)

議題5 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・最後に知事から「知事指示事項」を願います。

(一見知事)

- ・1月21日以降、約3週間が経過する。県民の皆様の努力のおかげで、なんと

か三重県においては医療逼迫までは至っていない状況が続いている。しかし、楽観はできない。まだ感染者数は収まっているとは言えない状況である。

- ・今回、まん延防止等重点措置の3週間延長を要請しており、本日、国として最終決定されると思われる。この期間でなんとか収めていきたいと考えている。
- ・今回の感染の広がりや飛沫の飛散によるものだと考えているため、引き続きマスクの着用、手洗い、消毒、換気等を県民の皆様をお願いする。また、会食の場合にはマスク会食の徹底を何度でもお願いしていく。
- ・今回の3週間の延長期間は、3回目のワクチン接種を行うための期間でもあると考えている。早晩、日本も外国人の受入に踏み切ることになると考えられ、変異種侵入の可能性も考えられるため、それまでの間に、接種可能な方は3回目のワクチン接種を行っていただくことが重要となる。
- ・以上を踏まえて、指示事項を2点申し上げる。
- ・ワクチンの追加接種促進のため、接種を希望される方が迅速に接種を受けられるよう、各市町における追加接種に関して、市町や関係団体等と連携し、必要な支援を行うこと。また、県が開設している集団接種会場については、VRSへの入力も含め引き続き円滑な運営を行うこと。
- ・また、各市町で進めていただいている接種の進捗状況を速やかに接種率に反映し、県民の皆様の安心につながるよう引き続き市町におけるVRSへの迅速な入力を働きかけること。
- ・2月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策について」提言がなされ、全国でクラスターが多く発生している学校、保育所、高齢者施設等における対策について言及されている。関係各部においては、省庁、関係団体等と十分に情報共有を行い、必要な支援を行うこと。
- ・特に高齢者施設については、本県でもクラスターが多数発生している。大規模クラスターの発生が懸念される施設への個別訪問も含め、施設における感染防止対策の更なる徹底を図ること。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいま知事から指示のあった事項について、各部局においてしっかりと対応をお願いします。
- ・以上で第55回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議を終了する。